

区 役 所 ・ 支 所

* 問合先が「福祉介護課・支援課・支援保護課・保険年金課（福祉事務所）」となっている場合は「福祉部」の問合先を御利用ください。

* 問合先が「保健センター・支所」となっている場合は「保健部」又は「健康づくり推進室」の問合先を御利用ください。

* 右京区京北地域におきましては、問合先が「区役所・支所」となっている場合は、京北出張所の問合先を御利用ください。

(注意)平成23年12月1日に右京区京北地域の市外局番が変更になります。
現行 0771-□□-××××→変更後 075-8□□-××××

名 称	部	所 在 地	最寄停留所	担当課	
				TEL	FAX
北 区役所 432- 1181(代)	福祉部 福祉介護課・支援 保護課・保険年金課	〒603-8511 北区紫野東御所田町 33-1	北大路新町	支援保護課 432-1285	414-1217 〔保険年金課 432-4462〕
	区民部	〃	〃	総務課 432-1197	432-0388
	保健部 (保健センター)	〃	〃	健康づくり 推進課 432-1454	451-0611
上 京 区役所 441- 0111(代)	福祉部 福祉介護課・支援 保護課・保険年金課	〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町 289	上 京 区 総合庁舎前	支援保護課 441-5121	441-7211
	区民部	〃	〃	総務課 441-5027	432-0566
	保健部 (保健センター)	〒602-0056 上京区堀川通上立売下る北舟橋町 866	堀川今出川	健康づくり 推進課 432-3221	432-2025
左 京 区役所 702- 1000(代)	福祉部 福祉介護課・支援課・ 保護課・保険年金課	〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2	左 京 区 総合庁舎前	支援課 702-1131	702-1315
	区民部	〃	〃	総務課 702-1001	702-1301
	保健部 (保健センター)	〃	〃	健康づくり 推進課 702-1222	791-9616
中 京 区役所 812- 0061(代)	福祉部 福祉介護課・支援 保護課・保険年金課	〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	堀 川 御 池	支援保護課 812-2544	822-3096 〔保険年金課 822-6943〕
	区民部	〃	〃	総務課 812-2420	812-0408
	保健部 (保健センター)	〃	〃	健康づくり 推進課 812-2598	822-7151
東 山 区役所 561- 1191(代)	福祉部 福祉介護課・支援 保護課・保険年金課	〒605-0862 東山区清水五丁目 130-8 ※保険年金課は区民部と同様	清 水 道	支援保護課 561-9348	531-3284 〔保険年金課 533-0463〕
	区民部	〒605-0862 東山区清水五丁目 130-6	〃	総務課 561-9104	541-9104
	保健部 (保健センター)	〃	〃	健康づくり 推進課 561-9130	531-2869
山 科 区役所 592- 3050(代)	福祉部 福祉介護課・支援課・ 保護課・保険年金課	〒607-8511 山科区柳辻池尻町 14-2	柳 辻 (地下鉄)	支援課 592-3243	594-2181 〔保険年金課 595-8943〕
	区民部	〃	〃	総務課 592-3065	502-1639
	保健部 (保健センター)	〃	〃	健康づくり 推進課 592-3479	501-6831

区役所・支所

名称	部	所在地	最寄停留所	担当課	
				TEL	FAX
下京区役所 371-7101(代)	福祉部 福祉介護課・支援課・ 保護課・保険年金課	〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る 東塩小路町 608-8	下京区 総合庁舎前	支援課 371-7217	351-8752
	区民部	〃	〃	総務課 371-7163	351-4439
	保健部 (保健センター)	〃	〃	健康づくり 推進課 371-7293	351-9028
南区役所 681-3111(代)	福祉部 福祉介護課・支援課・ 保護課・保険年金課	〒601-8511 南区西九条南田町 1-3	南区 総合庁舎前	支援課 681-3282	支援課 〔681-1870〕 保護課 〔681-9555〕 保険年金課 〔662-3436〕
	区民部	〃	〃	総務課 681-3438	681-5513
	保健部 (保健センター)	〒601-8441 南区西九条南田町 1-2	〃	健康づくり 推進課 681-3574	691-1397
右京区役所 861-1101(代)	福祉部 福祉介護課・支援課・ 保護課・保険年金課	〒616-8511 右京区太秦下刑部町 12	太秦天神川 (地下鉄)	支援課 861-1451	861-9559 〔保険年金課〕 〔881-5499〕
	区民部	〃	〃	総務課 861-1772	872-5048
	保健部 (保健センター)	〃	〃	健康づくり 推進課 861-2179	861-4678
右京区 北出張所	福祉担当 保健担当	〒601-0292 右京区京北周山町上寺田 1-1	周山 (JR西日本バス)	(0771)52-1815 (0771)52-1816	(0771) 52-1800
西京区役所 381-7121(代)	福祉部 福祉介護課・支援 保護課・保険年金課	〒615-8522 西京区上桂森下町 25-1	千代原口	支援保護課 381-7666	393-0867 〔保険年金課〕 〔392-7549〕
	区民部	〃	〃	総務課 381-7157	381-6135
	保健部 (保健センター)	〒615-8083 西京区桂良町 1-2	上桂前田町	健康づくり 推進課 392-5690	392-6052
西京区 洛西支所	福祉部 福祉介護課・支援 保護課・保険年金課	〒610-1143 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	境谷大橋	支援保護課 332-9275	332-8420
	区民部	〃	〃	総務課 332-9185	332-8188
	健康づくり推進室 (保健センター支 所)	〃	〃	健康づくり 推進室 332-8140	332-8186
伏見区役所 611-1101(代)	福祉部 福祉介護課・支援課 保護課・保険年金課	〒612-8511 伏見区鷹匠町 39 番地の 2	肥後町	支援課 611-2392	611-7217 〔福祉介護課 介護保険担当等〕 〔611-1140〕 〔保険年金課〕 〔611-3610〕
	区民部	〃	〃	総務課 611-1293	611-4716
	保健部 (保健センター)	〃	〃	健康づくり 推進課 611-1163	611-1166

区 役 所 ・ 支 所

名 称	部	所 在 地	最寄停留所	担当課	
				TEL	FAX
伏見区 深草支所 642- 3101代	福 祉 部 福祉介護課・支援 保護課・保険年金課	〒612-0861 伏見区深草向畑町 93-1	直達橋一丁目	支援保護課 642-3574	642-7729 〔保険年金課〕 643-5842
	区 民 部	〃	〃	総務課 642-3125	643-7719
	健康づくり推進室 (保健センター支所)	〃	〃	健康づくり 推進室 642-3876	641-7326
伏見区 醍醐支所 571- 0003代	福 祉 部 福祉介護課・支援課 保護課・保険年金課	〒601-1366 伏見区醍醐大構町 28	醍 醐 (地下鉄)	支援課 571-6372	573-3785
	区 民 部	〃	〃	総務課 571-6105	573-1505
	健康づくり推進室 (保健センター支所)	〃	〃	健康づくり 推進室 571-6747	571-2973

消 防 署

消 防 署 名	所 在 地	T E L	F A X
北 消 防 署	北区紫竹下緑町 87 〒603-8425	491-4148	492-1999
上 京 消 防 署	上京区釜座通下立売下る 東裏辻町 398 〒602-8031	431-1371	414-1999
左 京 消 防 署	左京区田中西大久保町 36 〒606-8211	723-0119	723-1999
中 京 消 防 署	中京区西堀川通御池下る 西三坊堀川町 521 〒604-8265	841-6333	802-1999
東 山 消 防 署	東山区清水五丁目 130-8 〒605-0862	541-0191	531-1999
山 科 消 防 署	山科区西野今屋敷町 2-10 〒607-8341	592-9755	591-1999
下 京 消 防 署	下京区五条通高倉西入塚町 27 〒600-8191	361-4411	341-1999
南 消 防 署	南区西九条菅田町 4-1 〒601-8445	681-0711	671-1999
右 京 消 防 署	右京区太秦蜂岡町 36 〒616-8162	871-0119	872-1999
西 京 消 防 署	西京区檜原佃 19 〒615-8186	392-6071	381-1999
伏 見 消 防 署	伏見区竹田七瀬川町 9-1 〒612-8422	641-5355	643-1999
醍醐消防分署	伏見区醍醐大構町 28 〒601-1366	571-0474	572-1999

京都市が各種事業を委託している障害者団体（平成23年7月31日現在）

身体障害者団体等

(社)京都市身体障害者団体連合会

【所在地】〒604-8804

中京区壬生坊城町19-4 京都市みぶ身体障害者福祉会館内

【連絡先】TEL 801-1900（代）もしくは822-0770 FAX 406-0790

肢体障害のある方に関して

(NPO)京都市肢体障害者協会

【所在地】〒601-8321

南区吉祥院西定成町35 京都市洛南身体障害者福祉会館内

【連絡先】TEL 672-3615（FAX 兼用）

視覚障害のある方に関して

(社)京都府視覚障害者協会

【所在地】〒603-8302

北区紫野花ノ坊町11 京都ライトハウス内

【連絡先】TEL 462-2414 FAX 462-4402

聴覚言語障害のある方に関して

京都市聴覚障害者協会

【所在地】〒604-8437

中京区西ノ京東中合町2 京都市聴覚言語障害センター内

【連絡先】TEL 841-8300（FAX 兼用）

難聴の方に関して

(NPO)京都市中途失聴・難聴者協会

【所在地】〒604-8437

中京区西ノ京東中合町2 京都市聴覚言語障害センター内

【連絡先】FAX 841-7771

腎臓機能障害のある方に関して

京都腎臓病患者協議会

【所在地】〒602-8143

上京区猪熊通丸太町下る中之町519 京都社会福祉会館4F

【連絡先】TEL 801-3383（FAX 兼用）

心身障害児者の親の会について

京都府内の心身障害児者の保護者により、親の会が組織されています。

京都障害児者親の会協議会

【所在地】〒606-0846

左京区下鴨北野々神町 26 番地 北山ふれあいセンター内

【連絡先】TEL 702-1180 FAX 702-1190

上記団体には、府内 28 団体が加入しています。

そのうち、京都市内を中心とした親の会には次のようなものがあり、療育訓練事業や研修事業等の活動に積極的に取り組んでいます。

(社)京都市身体障害児者父母の会連合会

【所在地】〒615-0882

右京区西京極・野町 2

【連絡先】TEL 321-6902 FAX 321-6903

(社)京都手をつなぐ育成会

【所在地】〒602-8143

上京区堀川通丸太町下る中之町 519 番地 京都社会福祉会館 1 階

【連絡先】TEL 812-1700 FAX 812-1701

京都重症心身障害児（者）を守る会

【所在地】〒616-8156

右京区太秦西野町 8-16 森田弘和方

【連絡先】TEL 872-7440 (FAX 兼用)

(社)日本筋ジストロフィー協会京都支部

【所在地】〒603-8835

北区大宮西総門口町 25-2 藤井敏孝方

【連絡先】TEL 492-7014 (FAX 兼用)

京都府自閉症協会

【所在地】〒602-8143

上京区堀川通丸太町下る中之町 519 番地 京都社会福祉会館 2 階

【連絡先】TEL 813-5156 FAX 813-5157

心臓病の子どもを守る京都父母の会

【所在地】〒603-8016

北区上賀茂坂口町 16-4 杉本寿一方

【連絡先】TEL 702-1215 FAX 702-1255

事務局・パンダ園 TEL 712-5949 (FAX 兼用)

精神障害のある方の家族の会について

京都府内の精神障害のある方の家族により、家族会が組織されています。

(社)京都精神保健福祉推進家族会連合会

【所在地】〒616-8042

右京区花園伊町 27

【連絡先】TEL 464-3378 FAX 464-3381

特定非営利活動法人高次脳機能障害支援 つくしの会

【所在地】〒602-8143

上京区堀川通丸太町下る中之町 519 番地

京都社会福祉会館別館 102 号室

【連絡先】TEL 354-6061 FAX 354-6062

頭部外傷や病気による後遺症を持つ「若者と家族の会」京都支部

【所在地】〒607-8422

山科区御陵封ジ山町 2-164 高島信行方

【連絡先】TEL 632-8461 (FAX 兼用)

障害に関するマーク

<p>障害者のための 国際シンボルマーク</p>		<p>障害のある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 [関連機関] 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p>
<p>身体障害者標識</p>		<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車への幅寄せや割り込みは、禁止されています。 [関連機関] 警察庁、京都府警本部</p>
<p>聴覚障害者標識</p>		<p>政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車への幅寄せや割り込みは、禁止されています。 [関連機関] 警察庁、京都府警本部</p>
<p>視覚障害者のための 国際シンボルマーク</p>		<p>世界盲人連合で 1984 年に制定された視覚障害者のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。 [関連機関] 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p>
<p>耳マーク</p>		<p>聴覚障害があることを示す、国内で使用されているマークです。 聴覚障害のある方は外見からは分からないため、聴覚障害への理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。 [関連機関] 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
<p>ほじょ犬マーク</p>		<p>身体障害者補助犬同士の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもとより、デパートやレストラン等の施設や一定規模以上の民間事業所で補助犬が同伴できることとなっています。 [関連機関] 厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室</p>
<p>オストメイトマーク</p>		<p>人口肛門・人口膀胱を使用している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 [関連機関] 公益社団法人 日本オストミー協会</p>
<p>ハート・プラスマーク</p>		<p>身体内部に障害がある方を示す、国内で使用されているマークです。 内部障害（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能）のある方は外見からは分かりにくいいため、内部障害への理解と配慮を求めているものです。 [関連機関] 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p>